



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

昭和61年6月13日金曜日 第5936号

## 目次

- 医療機関の指定 ..... 479
- 施術機関の指定 ..... 479
- 指定医療機関の廃止の届出 ..... 479
- 保険医の登録の抹消及び国民健康保険医の登録の消除 ..... 479
- 救急病院の撤回 ..... 480
- 四国カルスト県立自然公園計画の一部変更の概要 ..... 480
- 四国カルスト県立自然公園事業の一部決定の概要 ..... 480
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件） ... 480
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間 ..... 481
- 建設業の許可の失効 ..... 481
- 道路の区域変更（県道菅沢松山線） ..... 486
- 道路の供用開始（ " " ） ..... 486
- 都市計画の変更（一部変更） ..... 487
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（4件） ..... 487
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 ..... 487

## 公 告

- 争議行為の通知の公表（2件） ..... 487

## 公安委員会告示

- 型式の検定に係る遊技機の告示 ..... 488

## 任 免 辞 令

- 青木 力ほか ..... 488

## 告 示

### ○愛媛県告示第723号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

昭和61年6月13日

愛媛県知事 白石春樹

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年 月 日
後藤田内科医院	越智 邦明	松山市清水町一丁目6番地5	昭和61.4.19

町野皮フ科	町野 博	松山市越智町260-2	昭和61.6.1
東明病院	重松 明子	松山市東方町甲1026の1	昭和61.6.1
吉見歯科医院	吉見 裕史	東宇和郡明浜町大字俵津8番耕地294番地	昭和61.6.1
山内歯科医院	山内 馨	今治市石橋町一丁目3番地22号	昭和61.6.1

### ○愛媛県告示第724号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

昭和61年6月13日

愛媛県知事 白石春樹

施術機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年 月 日
福島治療院	福島 義衛	松山市柳井町3-6	昭和61.5.13

### ○愛媛県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があつた。

昭和61年6月13日

愛媛県知事 白石春樹

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
後藤田内科医院	後藤田公夫	松山市清水町一丁目6番地5	昭和61.4.18
古谷産婦人科	古谷 秀雄	八幡浜市江戸岡1254	昭和61.5.15
山崎歯科医院	山崎 吉茂	大洲市大洲6番地	昭和61.3.31

### ○愛媛県告示第726号

次のとおり健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ11第2項の規定に基づく保険医の登録のまつ消の請求及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第47条第2項の規定に基づく国民健康保険医の

登録の消除の請求があつた。

昭和61年6月13日

愛媛県知事 白石春樹

登録の記号番号	氏名	まつ消(消除)年月日
媛(国)医 2936	崔 龍 喆	昭和61. 5. 9

○愛媛県告示第727号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定による救急病院でなくなつた。

昭和61年6月13日

愛媛県知事 白石春樹

名称	所在地	開設者名
真部病院	今治市矢田甲7番地	真部克己

○愛媛県告示第728号

愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)第6条第1項の規定に基づき、四国カルスト県立自然公園に関する公園計画の一部を変更したので、同条例第7条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、愛媛県庁及び関係町村役場に備え付けて供覧する。

昭和61年6月13日

愛媛県知事 白石春樹

1 次の道路を削除する。

歩道

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地
4	榎小屋大野ヶ原線	起点—松山事業区69林班ホ小班地内 終点—東宇和郡野村町大字小屋地内	ブナ保護林 大野ヶ原開拓地 源氏ヶ駄場
5	大野ヶ原猪伏線	起点—東宇和郡野村町大字小屋地内 終点—松山事業区77林班い小班地内	姫草 地芳峠 五段高原 天狗高原

2 次の道路を追加する。

歩道

番号	路線名	起点及び終点	主要経過地
8	大野ヶ原線	起点—東宇和郡野村町(大野ヶ原・四国自然歩道線道路(歩道)合流点) 終点—東宇和郡野村町(大野ヶ原・四国自然歩道線道路(歩道)合流点)	源氏ヶ駄場
9	天狗高原猪伏線	起点—上浮穴郡柳谷村(西谷・四国自然歩道線道路(歩道)合流点) 終点—上浮穴郡柳谷村(西谷・古味猪伏線道路(車道)合流点)	天狗高原
10	四国自然歩道線	起点—上浮穴郡美川村(日野浦・県立自然公園境界) 終点—上浮穴郡美川村(日野浦・県立自然公園境界) 起点—上浮穴郡小田町(上川・県立自然公園境界) 終点—上浮穴郡柳谷村(西谷・天狗高原猪伏線(歩道)合流点)	美川スキー場 小田深山溪谷 ブナ保護林 大野ヶ原地芳峠 五段高原 天狗高原

○愛媛県告示第729号

愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)第6条第1項の規定に基づき、四国カルスト県立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園事業の位置を表示した図面は、愛媛県庁及び関係町村役場に備え付けて供覧する。

昭和61年6月13日

愛媛県知事 白石春樹

公園事業の名称	区間
四国自然歩道線道路(歩道)	起点—上浮穴郡美川村(日野浦・県立自然公園境界) 終点—上浮穴郡美川村(日野浦・県立自然公園境界) 起点—上浮穴郡小田町(上川・県立自然公園境界) 終点—上浮穴郡柳谷村(西谷・天狗高原猪伏線(歩道)合流点)

○愛媛県告示第730号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、東宇和郡野村町中筋地域に係る県